

# 議会運営委員会会議録

(閉会中 令和2年12月17日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和2年12月17日

招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	岩永政則	副委員長	浦川圭一
委員	中村美穂	委員	内村博法
委員	河野龍二	委員	竹中悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	山口憲一郎	副議長	西岡克之
----	-------	-----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	富永正彦	議事課長	青田浩二
--------	------	------	------

本日の委員会に付した案件

- (1) 予算決算特別委員会の設置について
- (2) その他

開会 9時29分

閉会 12時01分

### ○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日は、予算決算についてを議題といたします。

11月24日の委員会で、予算決算審査については分割付託方式により審査することとなりました。これを全協にも報告をいたしたわけです。そのときの委員長からの提案の中に、細部については今後詰めましょうということを含めた提案をさせていただきました。したがって、方式は決定をいたしましたので、細部について本日は協議をいただきたいと考えております。ところが細部と言いましてもいろいろありますので、私の方で少し整理をしてみましたので今からお配りをさせていただきます、その資料に基づいて一つ一つ詰めていただければいいなということで協議をしやすいように整理をしてみました。したがって今から配布をしますので、説明を若干加えてそれから協議を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

### ○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。今、配布をいたしました物を読みながら説明をしたいと思いますが、頭としては予算決算審査の分割付託方式採用、先程申しましたように決まりましたので、この採用による細部事項についていろいろありますのでここに列記をしております。令和2年11月24日の議会運営委員会において、予算決算審査については分割付託方式により審査することが決定されました。このことを受け、細部事項について以下により取り扱うということで協議を今からしていきたいと思うんです。細部と言いましてもいろいろありまして、それでは、細部についてお願いしますと私が言いましてもなかなか出てこないということで、ちょっと整理をして、確認を含めたものを記載しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。1つは分割付託方式の進め方、方法です。これはもう皆さん方知ってのとおり予算決算書中の款項を各常任委員会別に分割表を作成し、これにより本会議においてそれぞれの常任委員会に付託する。これは議会での進め方の問題ですね。これはもう皆さん方も長崎市の分割表を見ていろいろ協議をいただいておりますので、そのとおりでということ御理解いただくものと、確認事項として記載をしてみました。それから2番目には、付託を受けた各常任委員会の委員長は、審査の上、審査結果を本会議において報告する。結局、従来どおりのような一般議案と同じような審議方法で審議をいただいて、そして当然審査結果については通常のような報告をいただく。それから3番目、分割付託方式による審査は、令和3年3月定例会に提案される予算決算書から行う。この点については以前にいろいろ異論がありましたけども、今日正式に決めていただければということで、この点を出してみました。この件については、先程言いますようにこの議運で協議をして、そして全協に報告をしたところなんですけど、1つは全員協議会においても早く、要するにもう約1年以

上経っております、早く方法論等を含めてするような方向で意見がございました。それと2番目には、議会運営委員会でも3月からの意見が2、3出ておりました。あんまり急いでせんでもいいんじゃないと、来年3月ぐらいからいいんじゃないのというふうな意見も出ておりました。背景としてですね。3番目には令和2年10月5日の議会運営委員会での委員長の発言に特に異議はなかった。これが先程申し上げました「決定した」という表現がちょっと竹中委員から全協のときにありまして、その前の発言に何ら異議がなかったので決まったのかなという私も勘違いしたかもしれませんが、異議がなかったということもありまして、正式に今日皆さん方で決めていただければと思うんです。それから4番目には、若干ぼかした表現をいたしておりますけども、令和3年3月議会において審査の結果、3番目と関係があります、各常任委員会での不都合等が何か出た場合には、再度議会運営委員会で検討し、全員協議会に報告し、全員での意思統一を図る。これは全員に係る問題ですので、この議運の運営についても、この件については特に全会一致を旨として、これだけの時間を掛けてみんなで議論してきたわけです。したがって実施をしてみて、どうも不都合があるなということであれば、それはもう当然議運で協議をしながら、全協でみんなでまた協議をして決め直すということが当然だろうということを書いております。この背景としては特に所管の見直し、いろいろなことが問題として起きるかもしれませんが、特に所管の見直しの背景としては10月27日の全員協議会において、10月5日に議会運営委員会をしましたね、このときに出た、「所管については意思集約に至らなかった」という表現で報告をしました。したがって、皆さん全員で全協に諮って意見を聞いてみようやということで報告をして、皆さんから意見を聞きましたですね。その中で出ておりましたのが、その結果として表現しておりますが「所管の見直しは必要ない」、「まずやってみる」、「所管の見直しはそのままにしてメンバーもそのまま進めてみる」、「今の条例でやってみる」というような、こういう意見が大半であったように記録をしております、そういう意見が出たということでございます。そういうことから、3月から実施をしてみて何か出てきたら、またみんなで協議すると。したがってこれでいけば現在の所管の見直しは皆さん方の意見を聞いて、その意見がそういう状況でありましたので、もう見直しはせずに、現在の条例どおりでまずやってみるということはいかがでしょうかねという意味の4番目なんですね。それから5番目には、この細部事項については1月25日予定の特別委員会がありますので、もし決めていただければ、これを報告をして、そしていろいろまだすべきものが、執行部との協議もありますしね、時間が1月25日をもう過ぎますともう2月と、2月もすぐ過ぎてしまって3月に向かうわけでございますので、1月25日の特別委員会の終了後に全員協議会をして、ここら辺をめどに決定をしていただければと、大体運営の方法等も見えてくるということも1月25日ぐらいにはもう決めていかなければいけないんじゃないかなということで、このときを利用して全協を開催したらどうでしょうかという意味でのことをちょっと整理をしてみましたので、今から協議をしていただければとい

うふうに思います。6番目は何を意味するかといいますと、こういうことを決めた経過がこういうことなんですよというものは申し合わせ事項等でも何かの方法で残しておけば、あのときからこうだったんだと、まあ施行をいついつということもあろうと思うんですが、何かの記録にきちんと残しておく必要があるんじゃないでしょうかという意味の6番目です。個々に入る前に何かトータル的に何か御意見ございませんかね。

竹中委員。

#### ○委員（竹中悟委員）

いつも委員長がこういう順序を作ってきていただくのはいいんだけど、こういう進め方というのは、やっぱり委員長とすれば皆さんに意見を聞いて、進め方を皆さんの合意の中で聞いて、そして作っていくというのが私は筋だと思うんです。これを見れば3月31日までにもうしてしまうんだ。この次になったら全部やるんだっていうふうに、もうそれしか読めない。そして長崎市方式についても款項をとということであるんですけど、このほかのことも考えられないこともない。あと4番目の大半の人がこういう意見だと、僕は大半と思ってないですよ。一部の人が出たというのは覚えてるけどね。大半とさっきお話をされたけど、大半の方がそうだったというふうに私は思ってない、はっきり言ってね。こういう意見も出ました。だからこの文章を見てもね、ちょっと意図的に作られてる。意図的と言ったら大変失礼な言い方だけど、もう少しやっぱり委員長として皆さんの意見を聞きながら進めていくということが大切だと思うんですよ。これだったらもう、これに対してだけしか意見が言えないと僕はそういうふうに思ってます。

#### ○委員長（岩永政則委員）

冒頭に言いましたように、細部については後日詰めるという表現で提案をして御了解いただいておりますので、それじゃその細部とは何ですかと言って、今日私が何も出さずに皆さん細部について協議を願いますと、おっしゃるように皆さんの意見を聞いて聞いてとおっしゃるけれども、それじゃあ何も無くして細部について協議しますと、皆さん意見をどうぞと言ったときに何が出ますかね。そういうことから冒頭に言いますように、何かの協議をするテーマとして一つの方法になればいいなということを出していただきますということを申し上げたとおりで、今おっしゃられたように方法論はいろいろあると思うんです。だからそれを一つ一つ詰めて、書いてあるからそうなんだということではなくして、みんなで違う方法があれば出していただいてもいいじゃないですか。だから一つの話を進めていく材料として作りましてよろしくということを冒頭に申し上げておりますので、私が頑なにこれで進めていくという意味じゃないわけですので、その辺りは冒頭に言いましたとおり、そういうことで御理解いただければと思います。

竹中委員。

#### ○委員（竹中悟委員）

少し誤解をされてるようなんですけど、私は当然一番はじめに書いてあるように、分割方式で審査をしようとして精査を1回してみようということについては同意をしたんですよ。

しかし、これを見ると、さっき言った日程についても3月31日と、3月の分でやるとかそういう部分というのは、まだちょっと時期尚早と思うんですよ、はっきり言って。まだ内容も何もつかんでないわけですから、今のところ。長崎市の資料にしても、全体を私たちは把握してるわけじゃない。ただ、款と項を分けてるという、そういうふうな感覚で捉えてるだけであってね。これはやっぱり実際にどこまでやっていくということも見ていかんといかんわけだしね。だから日にちありきでやられると、どうも話が進まんわけですよ。だから、その辺についてもっと配慮をして、みなさんの意見を聞きながら進めていただきたい、私はそう思ってる。私はそもそも長崎市が何でそういうふうにしたのかということも事情がよく分からないという、前に事務局からの話もあったけど、その辺まで含めた中で、やっぱり精査を僕はしていくべきと思ってるわけですよ。自治法からいけば、これはもう完全に違法な、違法って言ったらちょっと失礼な言い方だけど外れてる、その審査のやり方がね。だからそれを正当化するためには、ある程度その内容までやっぱり含めた中でちゃんとした形で理解をしていかないと、先に進めない。私はそういうふうにも思ってる。だから私も長崎の方に行って、この分割方式についても話も聞きました。事務局長と議長から話を聞いた、1時間ぐらい。それでも内容あんまりつかめなかった。ただ款と項ということについてはある程度話はされたけど、その細部にわたっての内容までは私もそう聞き取ることができなかった。その1時間の中ではね。ですから、そういうのも含めておるわけですから、進め方もそういうのも考慮しながら進めていく。これを精査しようというのは私も同意してるわけですから、そういうことですよ。あまり誤解をされないようにしてください。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方、何か意見ございませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私は委員長提案ですか、これは撤回して欲しいわけです。全部ね。これからどういう進め方をするかっていうのを協議して、協議した上でまとまったところで全員協議会に報告すると。進め方を今、議論されるわけですよ。そうすると、まず進め方としては、分割付託をするということなんで、じゃあどういう分割をしますかと、分割の方法を協議すべきじゃないですか。それがまず先決なんですよ、協議は。協議したあと、今度は条例改正が出てくるわけですよ。そういう段取りを今後やっていきたいと思いますというのが進め方になるんじゃないですか。そしてこの細部事項は今まで議論してきたじゃないですか。6案出ましたよね。私も特別委員会のものは一応集約して、福祉部だけは総務文教に入れるとか、そういう案を出しましたよね。6案出しましたよね、皆さん。河野委員も出しましたよね。だから、そういうのを今後議論していけばいいんじゃないですか。必要であれば今度全国の町に限って、2つの委員会がある所で分割付託してる所を調査して、そういうこともやるべきじゃないかなと思って僕はここに来たんですよ、今日ね。

そういうのをまずすべきじゃないでしょうか。だから、先程これを1から6番目、出されたんですけども、今まで決めたのは、基本的には分割付託方式でいきましょうと、細部については今後詰めていきましょうと。で、細部の事項についての進め方については、まず、どういう分割をするかというのを今後詰めていましょうということになるんじゃないですかね。だからこれは全て撤回して欲しいわけ。そう思います。

**○委員長（岩永政則委員）**

ほかの皆さんもいいですかね。撤回をせろということですから引き揚げます。回収します。皆さん、いいですね。回収します。

それでは資料は回収をさせていただきましたので、皆さん方で協議をいただきたいと思います。それじゃあ、どういう方法で協議をしていくのか細部について出していきたいと思います。どうぞ。

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

まず、目的をはっきりさせること。どんな目的で分割をするのかという目的がまず第一義的に、いわゆる大義名分なんです。大義名分がないとやっぱりいけないので、物事っていうのは。なぜ分割付託するのかっていう、この目的をまずはっきりさせないと、何のためにしたのか町民から言ってくる可能性もありますからね。何のためにという大義名分ははっきりさせないかん。何を目的としてやるのかっていう、それははっきりさせるということと、今まで議論されてきた分割付託の内容がありますよね、まああんまり突っ込んでいなかったんですけども。それを基に協議すればいいんじゃないですか。前回したやつがありますよね、6案でしたか。あれを今日、叩き台として協議されたらいかがでしょうか。今日のところはその進め方でいいんじゃないかなと思いますけどね。

**○委員長（岩永政則委員）**

今、内村委員から、どういう目的なのかという大義名分とか、なぜ分割したのかとか、何のためにしたのかというようなことが分かるような、分割付託の件ですよね、そういう意見。6案についての叩き台について議論したらどうかという提案ですね。

ほかにございませんか、ほかの方。今の内村委員の発言と、何か今日の進め方について、どういう進め方がいいのか。何かございませんか。

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

私はこの分割付託の対応で審査を始めようというふうに確認したときに、時期を決めてやって欲しいという提案をさせていただきました。この間の全員協議会の状況を見ても、ほかの議員も結果を早く出して欲しいという意見だったと。もうそこは皆さん多分そういうふうな理解だというふうに思うんで、これをやるに当たってはいつまでにじゃあ終了するのかというところは私ははっきり決めていただきたいなど。これまたずるずるじゃあ審査をしていくってなると、全くほかの議員のそういう要求に応えきれてないと

いう状況なんで、私ははっきりもう3月、先程、委員長の提案の部分がありましたけど、3月定例会までにできなければ、もう議運での審査を終了するというふうな形の、そこら辺を明確にして委員会を進めていただきたいというふうに思います。内容については、どこから入ろうと私は構わないと思います。進め方ですね、分割方式を決めるのか。3月議会までにできないという状況になれば、議会運営委員会の審査を終了するというふうにさせていただきたいと思います。内容については、どこから進めるかっていうのは私はもうどの部分でも構いません。そうですね、目的なら目的をはっきりさせて進めるというのであればそれでも構いませんし、分割方法を具体的にどういうふうな分割方法にするのかというふうな話になっても構いませんし。ただ、やはり時期をはっきり決めて、それまでにできなければ、もう審査を終了して終わるというふうにならないと、ほかの議員のいろんな御意見に対して応えきれてないという部分は、残念ながら申し訳ないんで、そこはそういう形で進めていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今、時期のことを言ったんだけど、やはりこれは非常に、話し合いをずっとしていく必要があると私は思ってるんですよ。先程内村委員からもまず目的をはっきりしなさいと、これはもう確かに必要なことだと私も思う。と言うのは、過去の話で誠に申し訳ないんだけど、私たちが入ったときには、34年前は3つの委員会があったわけですよ。総務委員会と文教厚生と建設産業水道、3つの委員会があったんです。総務委員会に行きたい人は数字を、全体を見たいという人が総務委員会に行ってたんですね。そして、あとはどっちかと言うと専門部会だったんです。建設産業と文教厚生委員会というのは、今回その分割をするということになると、越権行為で専門以外の、与えられた分以外は全く自分たちは手をつけられないと、見れないと。もちろん本会議では見れるけどね。その審査をする中では全くほかのは手をつけられないという形になってしまうんですよ。だから、そういうのを考えると、目的と精査をちゃんとやっていかないといけない。それが3月までにできればそれはいいと思うんだけど。やっぱり慎重に審査していくっていうのは、今までの私だって30何年間そういうことをずっと悩んできてるし、それをたった1年ぐらいでやるって言ってもなかなか難しいと思うんです。だから、この話は議会改革でも何でもなし。利便性の中でやっていくということですからね。これは僕はずっとして行って、結論が出るまで話し合いをしていっていいと、僕はそう思うんです。もう別に結論をそこで出してしまうという問題ではない、これは。これはずっと考えて、今から抱えていく問題ですよ。まだ今から定数削減とか何とか、住民の声が今すこし高くなってきよっですね。そしたら、何人か今度はまた少なくせんといかん、そしたらまた形を変えていかんばいかんということも出てくる可能性もある。ですから、そういうのを含めながらやっぱり慎重に話をしていくと。何人かの方はね、それはもう3月まで



にせろとかいう話も出たのは何人かいましたよ。さっき書いとった大半じゃなかったけどね。日にちを決めるのも確かに大切なことだと思うんだけど、内容が内容だから、やっぱりちゃんと審査をしていくということが私は望ましいと思っています。

**○委員長（岩永政則委員）**

ほかに。

浦川委員。

**○委員（浦川圭一委員）**

分割付託の目的からまた議論をすべきだっていうような意見なんですけど、いろいろこの議論を今までしてきた中で最終的に特別委員会がいいんだとか、現行のままでいいんだとか、常任委員会がいいじゃないかとかという意見の中で、最終的に分割付託でやるということが、この委員会で私は確認されたものだと思っています。そういった中で、またその目的はということの議論に入っていけば、ずっと話がもう逆行するような形になるんじゃないかなというふうに思っております。だから、もう分割付託でやるんだということが先程申しましたように確認されたことだと私は思っておりますので、それから先にどうやって、いつからやるのかとか、その確認をしっかりと、あとこの詳細に入っていければどうかなというふうに思っております。

**○委員長（岩永政則委員）**

竹中委員。

**○委員（竹中悟委員）**

ちょっと今の浦川委員の話と私は捉え方が違うのかなと思ったんですけどね。私は前回も最終的な結論はどうですかって言われたときに、そのままいいと、しかしながら長崎市方式の分割方式というのは考えていいですよという話をしました。それでこの間決まったのは、そのことについて審査をしていこうということが全員の意向で決まったと。分割でするんだというふうに決まったとは私は理解してないです、はっきり言って。これは見解の相違かもしれないね、誰がいい悪いということではないから、それは誤解しないでください。私はそういうに捉えて、この分を真剣にやっぱりもう1回やっぴりかなくちゃいけないという発言をしたわけです。だから、捉え方が違うのかなと思うね。

**○委員長（岩永政則委員）**

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

目的というのは皆さんのそれぞれの思いでこの分割付託方式にするということなんで、それぞれの目的、考えがあって分割付託にするという方向でいこうということなんで、目的というのはそんなにかからないと思いますけど。それぞれの思いでそういうふうに言われたわけなんで。何のためにするのって聞かれたら、それぞれ意見があるんでしょ、意見持っておられるでしょ。そんなに難しいことではないし、目的をはっきりするというのは、それぞれお考えがあるから、それを整理するという意味で申し上げたわけです。

から、一般の社会においても何かを実施する場合には目的がまず最初に来ますよね。そして方針が来ますよね。そして細部が来ると、こういう段取りを踏まないと町民に分らないですよ。だから目的をきちっと整理してということと言いたかったわけですよ。

#### ○委員長（岩永政則委員）

いろいろ御提案いただいておりますが、先程、竹中委員から分割付託方式に決まっないような発言がありましたけども、今、内村委員が決まった、そうなったんだという発言もちょっとありましたけども、私がこの提案をしたのが、もう1回申し上げますけど、各委員の意見も種々ありますが基本方向として分割方式を提案しますと、細部については今後詰める。以上の提案に対し同意いただけますかと私が発言しました。それに対して皆さんが異議なしということで、私の方からそれではそのようにすることとし、全協に報告し意見を聞きますということで、一応ここで分割方式については全員異議なしということでお決めをいただいたというふうに私理解をしています。したがってその旨全協にも報告をしてきたということは、これは確かであろうと思いますので。その点をまだ決まっないということで本当に皆さん方全員がそうであれば、これはまた元に戻して話をしていかないと、決めたことを決まっないというような言い方ですと、それはちょっといかんじゃないかなと思いましたので、ちょっと発言をしました。

竹中委員。

#### ○委員（竹中悟委員）

だから今、委員長が言ったように、その方向で審査をしましょうということですよ。審査をするということですよ。審査をすることを私は同意したんですよ。これを決めたということはひと言も入ってないはず。それを決めたと言うのはあなたが今話をしてるだけであってね。私の感覚では、審査をすることについてやっていきましょうと。そして、これで良かったらこれでいこうと、しかし悪かったら没にせざるを得ない、そういうことでしょう。だから、もう決定したと、さっき言ったことについては撤回してもらいたい、僕はね。私は精査をすること、そして細部にわたってやっていきましょうと、それは同意しました。しかし、今の意見だったら、決定したことを逆に今からやっていきましょうという言い方になるじゃないですか。僕は逆ですよ。今からそれについては精査をしていくことに同意した。普通やったら、僕がこのあいだ言ったように、このままでいいんですよ。このままで、もうそのままの今の現状で何ら問題も無い。住民からの苦情も無いし、私たちも全くそれに対して一生懸命取り組んでる。ただ、時間が長く掛かる、短かいそれだけの問題だけであって。それはもう議員の勝手な話だから。だから私はそのままがいいと思う。しかしながら、皆さんの意見も聞きながら、そしたら精査をしていこうと、審査をしていこうということについては同意した。普通であれば、もう前段で終わりです、私の考え方は。しかし、それでも検討していこうということで、私は同意をした。決まったことをそんなふうに言われたら困るとか、そういう言い方はちょっと失礼ですよ、あなたの言い方は。

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは暫時休憩して、今のその分割方式についての解釈を、もう1回確認をする必要があるんじゃないでしょうかね。皆さんどう思いますか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（岩永政則委員）**

休憩前に引き続き委員会を行います。

10時30分まで休憩をいたします。

（休憩 10時18分～10時30分）

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。先程から意見を求めておりましたが、内村委員から目的を明確にするということ、あるいは分割付託の6案についての叩き台、その辺りを議論すべきじゃないのという2点が提案されております。河野委員からは早く時期を決めて3月の定例会でなければ審査を終了したらどうかと、してもらいたいという意見もあります。竹中委員からは時期のことはあまり先にとということですかね。まあ結論が出るまでずっとやっていいんじゃないのと、そういう話がありました。浦川委員からは目的を今議論するのはどうかというような話もあっておりますが、見解の相違だというふうな意見が出てまいりまして、今に至ったんですが。元に戻して、目的をはっきりすべきじゃないとか、6案についてももう少し検討すべきじゃないのというようなことが出ておりますので、この辺りの議論をまずこうしてみますかね。どうですか。皆さん、いいですか。内村委員、目的の関係もう少し何か意見がございましたらどうぞ。内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

目的ってそれぞれ思惑が皆さん違うと思うんですよね、恐らく。この分割付託する方向でね、審議する。私はこう思ってるわけですよ、議案のチェック機能を強化するために、今現在、少数で行ってる一般会計予算を全員で参画して、チェック機能を強化すると。そのために今回分割付託方式を採用して、完全な参加じゃないんですけど、完全な参加というのは全員が同じ議論するわけだけでも、今回分割付託する方向でチェック機能を少しでも善処していきたいというのが目的じゃないでしょうか。そういうのを整理していかないと町民は分からないですよ。何のためにするのっていう。だからそういう目的を、錦の御旗じゃないけども、大義名分をはっきりさせないかん。そこを言いやるわけですよ。だから皆さんのお考えもいろいろあるでしょうけども、目的はそこなんです。チェック機能を強化するためにやるんでしょ。大上段に構えれば。そこが抜けとるからね、僕はもうしきりに目的、目的って言ってるわけですよ。だから、そこをはっきりして。そのためにこういう手段をしますと、分割付託方式を取りますと。そういう論法でいかないと、何をやってると、こうなるわけね。河野委員分かるでしょ。

**○委員長（岩永政則委員）**

全員で関わっていくということによってチェック機能を強化していくというようなことですね。これ一番最初の、今も続いておりますが、特別委員会の目的もその辺りで、そうあまり変わらないことだろうというふうに思うんですけども、この点について何か異論か何かありますか、異論ないですよ、皆さん。今、内村委員がおっしゃったように、みんなが関わって議案のチェック機能を強化すると。そういうことで分割方式でやるということを明確にしておくべきだという意見ですので、何か意見ございませんか。今言われたように、議案のチェック機能を強化するために分割付託方式を採用していく。そういうことで事務局で整理をお願いします。

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

だから、議案のチェック機能を強化するために現在の一般会計予算の審議のあり方を全員参加するために分割付託方式を採用すると。そこを入れないとわけが分からないね。一般会計を分割するわけだから。だから、そこを入れないとちょっと分かりにくいよね。私はそう思うんだけど、皆さんのお考えはどうなのか。文言いろいろあるから、そこに書いて、こうした方がいいとかね。ちょっと、課長書いてください。

**○委員長（岩永政則委員）**

それじゃあボードにちょっと書いていきますので、しばらく休憩します。  
(暫時休憩)

**○委員長（岩永政則委員）**

休憩前に引き続き委員会を行います。内村委員から目的を明確にしておいた方がいいんじゃないのという提案がありまして、皆さんと協議した結果を今から読み上げます。「議会のチェック機能を強化するため、現行の一般会計予算決算の審査方法について、各常任委員会の所管で分割して審査する分割付託方式を採用することとした。」。これを目的として進めていくということにいたしたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それではこのように目的は明確にいたしたいと思います。

それからもう1つ、内村委員から再度提案がありましたが、6案についてもう少し議論すべきじゃないのという提案もあっておりますが、この点は皆さんどうでしょうかね。  
河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

私はもう現行の常任委員会が抱えてる所管でそのまま、これを言うとまた嫌われるかもしれないけれども、とりあえず現行の所管でやってみて、先程委員長から提案があった、そこで不都合があるという場合は変えていくというふうにしていかないと、いきなり変えて、またそこで不都合があつてまた変えるというふうになると、本当に手間が掛

かりますし、それこそ方向性がはっきりしないと思いますので、現行のままでとりあえずやってみるということで、そこで不都合があれば見直すという形の方がいいんじゃないかなと思いますので、その議論はあんまり入っていくべきじゃないと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの委員の皆さん。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

僕はもう全く逆でね、やはり細分化していくわけですから、6通り前、出てたですね。委員会の取り合いというのも出てくるから、やっぱり一般会計の中でどこを取っていく。例えば一般会計に水道の歳入とかいろいろ出てくるわけですね。だからそういう部分を含めて、やっぱり中身を検討していかないと、今のままということはだいたい無理がいくと僕は思ってますよ。だから、せっかくだからやっぱり検討していく価値は十分ある。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

とりあえずやってみてというのも分かりますが、駐車場以外の特別会計は全て産業になりますので、12月定例会を見てもお分かりのとおり特別会計があれば補正予算も全てという形になるんでしょうから、今の所管分けでやるという方向は、もう最初からちょっと比重が違うと思いますので、委員会を再編してやるべきだと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私は、組み替えをやった方がいいのかもしれませんが、現状条例がありますので、まずはその条例に従って運用をすべきじゃないのかなと。その上でやったあとに、やっしまえばそれなりの組み替えをすとなると条例改正の話になってきますので、それなりの理由も必要になってくるかと思っておりますけども、やる前になかなか条例を変えるだけの理由、根拠がつけられるのかなということと、やったあとであれば、それなりに結果を見て条例改正辺りの提案もできるのかなと思っておりますので、一度はやっぱり今の条例に従ってやるべきじゃないのかなと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私は、この際もう、今のままでは先程中村委員も言ったように比重がかなり掛かってくるわけ、産業厚生にね。私は前、提案したんですけども、私の私案で、特別会計だけ産業厚生にして、福祉部を総務文教に移管する。そうすると、時間的には今までの実績からするとほぼ半々ぐらいになるんじゃないかなと。一応根拠としては特別会計をまと

めたらどうかという提案しました。ただ、私はそれにこだわるつもりはありませんけども、いろんな考え方が出てくると思うんですよ。だからここはもうきちんとしていけなと思います。いずれにせよ、分割付託方式をしても条例は改正せんといかんわけですよ。現行のままとしても、今のまま条例にしとったら今のままになりますからね。一般会計予算決算は総務文教になりますから、いずれにしろ、条例は変えざるを得ない、現行で分割するにしてもね。だから、きちっと、やっぱりしないといけなと思います。

**○委員長（岩永政則委員）**

何か意見が2つに分かれておりますけれども、何か良い調整案がございませんか。

竹中委員。

**○委員（竹中悟委員）**

僕が真っ先に言ったんだけど、お聞きになってなかったみたいですから。プラスして言いたいことは、やっぱり1回やってみようと言うのは、やっぱり私たちは、議会というのは国で言えば立法府みたいなもんだからね、だめだったら変えようと、だめだったら変えんといかんというのは分かるんだけど、やっぱりちゃんと精査して、完全に近いものを、そのために審査して我々議会運営委員会というのがあるんだから。やっぱりやって完全なものを作り出していくと。それでもだめだったら、やっぱり変えなくちゃいけないということだと思います。だから、はじめ言ったように、取り合いというのがあるんですね、いろいろね。今さっき産厚の委員長からも意見があったように、やっぱりそういう中身をちゃんと精査した中で割っていくと。だからいずれにしても、委員会もいろんな形で取り合いをやっぱりちゃんとやらないと、中までちゃんと入り込んで、やって完全なものにしてやっていきたいと、私はそういうふうに思ってます。

**○委員長（岩永政則委員）**

2回ぐらい所管についての見直しをこの委員会でもしまして、それで最終的にはこうだということに至らなかったわけですね。そして、それは全協でまた聞いてみましょうということになったわけです。なったことの意見を踏まえながら、それじゃどうするのというものをこの場ではっきり決めていく必要があると思うんですよね。まだそれは残されていたということは事実だろうと思うんです。だから、みんなの意見どおりにしましょうという決定はしておりませんでしたので、先程から言いますように、最終意見には至らないために皆さん方の意見を聞きましょうと言って聞いただけの話で、それで、再度協議の場が当然今日だろうというふうに思うんです。例えば今、内村委員から話がありました、特に産業に比重が掛かっておるといふ発言の中で、それを解消するためには福祉の分野を総務に入れてという1つの案も出されたわけです。前からもそういう意見が出ておりましたね。教育委員会をその代わりに産業にやったらどうかという話もあっておりましたけども、もう少しその辺りを深めてみましょうか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

先程お聞きをいたしました所管の関係の見直し等について、いろいろ意見が2つに分かれておりますけれども、これから言いますと3対2のような感じになるわけですけど、どうなんでしょうね。これはっきりさせるといふことであれば採決しかないだろうと思うんですが、もう1回その前に、6案云々という話があったので、それをもう1回見てみてどうなのかと思ったんですが、どうでしょうか、皆さん。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

委員会の条例改正のことですけど、現行の各委員会があるわけですよ。条例を改正するって物理的に可能なのか。現行のままでやってる中で。今、変えた方がいいと言う委員の皆さんは、今度の4月を過ぎたあとから、この審査を採用したらどうかという考えを持ってられるのか。それとも今の状況の中で、例えば3月定例会で条例改正を出して、出したあと、委員会そのままの形のまま、例えば総務文教委員会に、先程の提案ですけども福祉部が入るといふふうな委員会構成でやっていっても大丈夫だと思っているのかですね。その辺がちょっとよく分からない。私はやっぱり先程ちょっと発言させていただきましてように、できれば3月議会から、やっぱりいろんな御意見を聞く中で、3月議会からやるべきではないかというふうな判断の中で、今のままでやるならば条例改正が、このままの方がいいんじゃないかという形で発言させていただいたんですけど、その辺はどのように考えてらっしゃるのかですね。そこをお伺いしたいなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

委員会の再編をするということであれば、条例の改正も必要ですので3月議会ではできないと思っております。ですから、条例を改正して委員会を再編したのちにやることであると考えています。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員、河野委員の意見に対して。

○委員（内村博法委員）

私はやっぱり委員会を再編すべきだという意見です。だから、そのために今後議論して行って、すべきだろうと思います。ただ、現行でいきたいという方もね、今の条例を変えないといけないんですよ。変えないと、今の現行どおりになっちゃうから。いずれにしる、現行でいきたいという方も条例の改正は必要でしょうから、やはり4月にならざるを得ない、実施はね。3月の議会で条例を変えないといかんから。と思いますよ。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員、河野委員の意見に対してどう思われますか。

○委員（竹中悟委員）

私も、やはり3月はちょっと難しいんじゃないかと思うんですね。やっぱりやるんだったらちゃんとした形で再編成してやるということであって、3月でやって違つたと、また6月にという形じゃなくて、ある程度の筋を決めてしまう。そのための議会運営委員会の今からの話合い。それを今から詰めていこうということなんです。だから詰めて、決定して、初めて皆さんに報告して決まるということだと僕はそういうふうに解釈をしてる。一応してからということは、僕はその言葉を非常に違和感を持っています。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員、河野委員の発言に対して何か。

○委員（浦川圭一委員）

私は現行のままでということでは申し上げておるんですが、当然、3月議会で仮に条例改正案を上げたとなると、委員長の改選とか、たったひと月ちょっとぐらいの間で改選をして、また4月以降改選があるというような状況の中では、やっぱり現行のまま1回やって、そして不都合があればですけど、不都合がなければそのまま次の6月議会でも分割付託をしていただいて、そのままの体制でやっていければと思っております。どうしてもやってみて不都合があれば、この改選に合わせて6月議会をめぐりに組み替えをされればどうかというふうな感じを持っております。そうしないと、やっぱり今度4月の委員会の改選のときに、ある程度、先にどうするのかというのが見えてないと、なかなか募集を掛けられたときも手を挙げにくいという感じもしておるものですから、そこは1回3月で、現状でやってみて、そのままやれるのか、改選をした方がいいのかという判断をきちんとやって、4月の改選に臨むべきじゃないのかなと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

現行のままで、もし分割した場合にはもう明らかに不具合が出てくるわけです。先程中村委員が言ったように産業厚生の方には過大な荷重が掛かるわけですよ。もう目に見えてるわけだから、やはりこの際、再編をして、しっかりした形で臨んだ方がいいと。現行で行こうが、再編で行こうが条例は変えないとわからないわけですから。現行で行くとしても条例は変えないといかんわけですから、いずれにしても4月以降になりますね。

○委員長（岩永政則委員）

現行で行う場合も条例を変えないといけないというのは、どういう意味ですかね。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今の条例が現行方式になっておるわけですよ。そういう解釈を何回もしましたよね。今の条例が現行方式に即したやり方で条例になってるわけですよ。しかし、この分割をすれば議案一体の方式が崩れるわけだから、それなりに条例を変えないかん、



という解釈ですよ。だから、前も言いましたように分割付託方式というのは根拠が曖昧だから、条例できちっと押さえてかないといかんわけですよ。ということです。

#### ○委員長（岩永政則委員）

お分かりですかね、今のは。皆さん、分かりましたか。それぞれ意見が出ておりますけども、これはもう平行線のような感じですね。だから河野委員と浦川委員は3月からの実施を前提での発言がっておりますけども、ほかの3名は3月は無理だというような意見があって、真っ二つに割れておるような状況ですけども。この辺りはやっぱりはっきりしていかにいかにと、委員長として思いますけども、どうなんでしょうか。

河野委員。

#### ○委員（河野龍二委員）

この間の全員協議会の、一部の委員の中からは一部だというふうに言われてましたけども、大方の議員が、やはりなるだけ早く進めて欲しいという声はずっとあったわけですよ。12月までにまず結論を出して欲しいと。12月までに出た結論が分割方式でやると。それから、遅くとも3月からというふうな形で、ずっと議会ごとにやれないかやれないかっていうふうな意見が出てて、それになるだけ応えようというふうな形で審査をしてきたと思うんですけども、今お3人の意見を聞けばもう3月は無理だというふうな話なんで、ちょっとやっぱり今までほかの議員からのそういう御意見を聞く中では、なるだけ早目にやって欲しいという意見に答えられない状況であると思うんで、なかなか審査ができないんじゃないかなと。今から委員会再編のことを議論するってなると、そういういろんな御意見に答える形にはなっていないんじゃないかなと思うんですよ。ですから、議運として審査が進められるのか、ほかの議員のいろんな声に対してですね。というふうな感じを受けてならないんですよ。そのままスムーズに気持ちよく、じゃあ委員会再編の議論をついていうふうにはなかなか得ないかなというふうに思うんですよ。どう対処したらいいのか、もう1回全員協議会があるなら、全員協議会でもこういう状況だと、3月までにできないというふうなところが了承を得られるのかですね。そういう確認をした方がいいんじゃないかなという気がするんですよ。もう議運の中ではっきり今3人の方は3月にはできないというふうに言われてるんで、そこで、もう1回ほかの議員のみなさんの御意見聞いて、どう判断するかというところ。そのまま続けていいよというふうになるのか。いやもうそうであるならば、もういいというふうになるのか。その辺をはっきりさせた方がいいんじゃないかなという感じがしております。

#### ○委員長（岩永政則委員）

私があんまり発言したらどうかなと思うんですが、意見が真っ二つに割れておりますのでね。例えば条例改正を、所管の見直しをしましょうと。その代わりに3月議会から審査は開始をしましょうということを前提に話を前に進めていければ、両方の意見が汲みされるんじゃないかなと感じるんですけども。それじゃ、その方法はどうなのということになりますと、まずは議運のこの会を今日で閉めずに、今日は例えば午前中で終わ

ろうとなった場合には、もう一度年内にもう1回するか、あるいは新しい年が始まって23日が全協ですので、その前に、例えば10日前後ぐらいで、もう1回して、そして詰めるところは詰めるということで、再編について条例改正を前提に詰めていくというのが当然必要だろうと思います。詰まった挙げ句は全協が当然必要ですから、23日か、あるいは必要ならば全協をお願いしていただいて、報告できるような状況。例えば1月末か2月の初めぐらいにはできるような状況を作り上げて、そして方法としては3月議会の冒頭で条例改正を議決するというのでいけば、これはもう不可能じゃないということで、その間、全協を開きますので、周知徹底をより詰めて、十分その内容を熟知した上でしていくという形を取るか。そういうことがもし可能であれば2つの意見が融合してうまくいくような感じがせんでもないんですけども、どうでしょうか皆さん。

浦川委員。

**○委員（浦川圭一委員）**

3月議会での上程をめどにということになりますと、まずはこの6つ案の中から、1つは現行のままですから、5つの案の中からどれか1つに、これも全会一致になるんだと思うんですが、まとまらんといかないという話でしょ。今、内村委員は具体的にこの案がいいんだということをおっしゃられてますけど、あとどの案がいいのかもちょっとよく分からないんですか。出された恐らく3つぐらい案が出てくる中でそれを1つにまとめると。一方では現行でもいいんじゃないかという意見もある中で、めどとしてどうなんですかね。相当厳しいもんがあるじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

**○委員長（岩永政則委員）**

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

私は自分の私案にはこだわらないつもりです。ただ言えることは再編せんとどうしようもないということですね。今、中村委員言ったように過重が掛かるわけだから、もうこれははっきりしてるわけだから、変えてあげないといかんわけですよ。だから再編が必要ですよと言ってるわけ。だから、じゃあどういふ再編がいいかっていうことはこれから議論しましょうというわけです。だから後ろの納期を考えたら、もうここまで来たら条例改正が必要になるわけだから、いずれにしろ、どう転んでも3月議会でね。そうすると4月からきれいにきちっとやった方がましだなと思います。3月も4月も変わりゃあせんわけだから。たったひと月の違いだから。何をそんなに急ぐ必要があるのかなという気がする、逆に言えばね。きちっと委員会の編成があるわけだから、4月から。細部もそれまでにきちんとして、皆さんに周知すれば、別におかしいことは何もないわけです。そう思いますよ。大半の方は、新人を除いて大半の方はもう委員会の経験はあるわけですから、別に3月からせんでも4月からやれば全く不具合ないと思いますね。

**○委員長（岩永政則委員）**

河野委員が冒頭だったですか、意見が出ておったんですが、いつからやるかがやっぱ

り一番問題のようですね。意見が合わないところが。少なくとも3月にはすべきじゃないかという意見に対して、3月はもう無理だというような意見が出て、真っ二つに分かれてですね。だから3月で、だめならだめ、やるならやる。私が先程ちょっと申し上げましたような方法を取れば、2つの方が融合してうまくいくのかなと思ったんですが、それでもだめであるのかどうか、意見を聞かせていただければと思うんですけども。

内村委員。

#### ○委員（内村博法委員）

やっぱり納期よりも内容が大事なんですよ。内容をきちっと精査していかないとだめだと思いますよ。内容がまず最初にありきですよ。そう思います。内容をきちっと整理して、一応目的も決まったわけだから、あと今日の進め方としては、目的と分割をどういうふうにやり方をしましょうかっていうね、次のステップに入るわけだから、今日の進め方はそういう進め方じゃなかったですか。それで皆さん了解したんじゃないですか。

#### ○委員長（岩永政則委員）

内村委員のそういう意見なんですけど、どうですか皆さん。

竹中委員。

#### ○委員（竹中悟委員）

私も何回も言っているように、何で日にちにこだわるのかなと思ってるんですよ。中身が無いのに日にちだけ決めて、そして一応やろうと。これはちょっと議会として僕はおかしいと思うね。内容をきちっとして、だから今日は、僕は6通りのやつをもう1回、次の全協のときに諮って、その意見を以って、そしてその方法を決めていくと。もう何回も中村委員長も言うように、もう必ず中村委員長の方の負担が分かりきってるわけ、これ分かっているわけですよ。皆さんも分かっているはずですよ、それは。だからそれについては、ちゃんとした形で委員会の内容を細分化して、委員会の取り合いをちゃんと決めると。その案を作って、今度の全協があるのであれば、そこで提示をして意見を聞くと、そういうことだと思いますよ。何で3月にこだわるのか意味が分からない、僕は。だらだらだらだら1年間とか、これは1年間とかいう問題じゃないですよ、この案というのは。今、私たちがやってるのが非常に不具合があるとか、住民の方からこれについて苦情があるとか、そういうことであれば急いでせんといかんけど、今の形で問題あったこと今まで1回もないんですよ。現行のやつで問題があったことは1回もない。だからその日にちを、何でそう限定するのか。いろんな部分でやっぱり私たちのこの委員会も、もうあと3月までですよ。6月からまた組み合わせが変わる。それからでも、もしここで決まらなかつたら、また審査していいわけですよ。基本的にね。やっぱり結論をちゃんと、形を作ってしまって、それを皆さんにお諮りをすると。それともう1つ、私の意見だけけど、議会運営委員会で決定したことは、議会運営委員会の委員というのは委員会で互選で選ばれた人間だから、やはり議員皆さんもそれは尊重していただきたい。僕はいつも思うんだけど、その辺は確実に皆さん遵守していただきたい。そういうふう

に思ってますよ。そうしないと議会運営委員会の意味がない。そういうことです。

#### ○委員長（岩永政則委員）

今の竹中委員の発言の中で、この6つの意見について、考え方についてもう1回全協の意見をということは、先程言いましたように、10月27日の全員協議会でその前の議会運営委員会で所管の名称について、この議運でも合意に達しなかったので、意見が一致しなかったので、皆さんに振ってみようということで振ったわけですね。それで、それに対して意見を伺いたいということで私からお願いして、そしたら意見が出たのがですね、これ取り下げましたけども、そういう意見がいろいろ出ておったということはもう事実なんですね。だからそれらを踏まえて、今日皆さんで御審議いただければと実は思っておったんですけども。もう1回また振ってもまた同じことだろうと、これは想定ですけども。だから中身をもう少し具体的にして、先程内村委員から産業の所管を総務の方にやったらどうかというような具体の面を、はっきり議運として主体性を持って決めていなくては、今、最後に言われた議運として決めたことは、やっぱり全議員尊重するというようにしておりますので、尊重できるような案を出していかないと、本当に主体性のないやり方だなというふうにも感じますね。もう少しこう主体性を持って運営をしていくべきだというふうに、私も反省をしておりますけど。だから、今からやっぱり具体的に、また言いますが内村委員からそういう具体の面を言われましたので、そういうことを出し合って、6つのことについてということから、今こう話が派生してきてしまいましたけどもね、その辺りをもう少し具体的に話し合っていけば、言いますような3月で例えばという2人の意見と、無理だというもの、融合がもしできればいいなというふうに委員長としては思うんですね。だから、もう少しこう具体的に何をこうしてこうしようやということ、やっぱり議運として明確にしていきたいと思います。

竹中委員。

#### ○委員（竹中悟委員）

だから今、言われるように私たちも今度はこの方向でとりあえず審査すると決まったわけだから、それまでは、まだ決まっていなかったからですね。そういう状況で、委員会の組み合わせ辺りを皆さんの意見を正式にいただいて、まだ1月も見たら研修会とかあるじゃないですか。ほとんど昼からだから、午前中の時間なんか取れるわけですよ。無理して1日議運だけで取らなくても。日程も19日とか28日とかあるみたいだから、それまでに組み合わせ自体の皆さんの意見を掌握して、ここを出してもらって、それである程度の意思統一をした中で、全協を開いて諮るという形でどうですか。

#### ○委員長（岩永政則委員）

そうですね、言われるように私も先程言いましたが、どんどん打ち合わせをしながら、具体的にこうするという主体性を持ったやっぱり議運でありたいなと思うんですね。そういうことでお互いどんどん出して、そうだなという合意できるようなものを出し合っていけば、先程言いますように、こういう方がうまくいけばいいなと思うんですね。

あまりどっちがこうだあだと、3月はだめだと頭から決めてしまわんでも、まだ時間は十分あるわけですので、そういうことも念頭に置きながらお互い譲り合うところと言ったら語弊があるかもしれませんが、大きい立場で御判断いただければと思うんです。先程から言いますように6つの面について提案が冒頭にあっておりますので、もう1回配って、お持ちでない方もおられるかもしれませんので、準備させておりましたから。

暫時休憩をしたいと思います

(暫時休憩)

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。今回は1月25日の特別委員会の終了後、午後になるだろうと思いますが行うということで、開催通知は別途差し上げるようにいたします。メモを、具体的に組み合わせを、あまり混乱しないような、明確に書いていただければ、それをお互い持ち寄ってそれで整合を図るということで、次回はいきたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

閉める前に議長から発言があるようですから、お願いします。

山口議長。

**○議長（山口憲一郎議員）**

議会運営委員会お疲れさまでございました。私の方から、連絡が来ておりますが、その前に大変今、全国でもコロナ感染症が拡大をしております。また、長崎県もだんだん多くなっている中で、長与町も毎日とはいきませんが何人かずつたまに出ている状況であります。これに対しては、やはりいつも言うように、一人ひとりがお互い注意をしながら、注意をしてもいつ罹るか分かりませんが、お互いに自覚をしながらひとつお願いをしたいと思います。今、事務局の方とも話をしながらでございますけども、ファクス、メール等でずっと状況等は送っておりますので、それで御了承いただければと思っております。それから、ここに配っていただいておりますけども、1月19日、1月28日それぞれ県と長与単独の研修会もありますけども、今こういうふうに拡大をしつつありますのでどうなるか分かりませんが、今のところこういう計画でしますので皆さんよろしく願いをしたいと思います。その際には、私たちももう高齢になりましたので、体調が悪い人とかそういう人たちは注意をしながら研修を受けていただければと思っておりますので、よろしく願いをして私の話は終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

**○委員長（岩永政則委員）**

今の件について何か。

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

先程もちよつと議長には助言いたしましたけれども、もし開催するとしても高齢者、それから基礎疾患のある人、それから体調の悪い人、こういう方々は是が非でも出席つ

ていうわけにはいきませんので、そういう方たちは除外というか、そういう配慮を必要ではないかなと思います。実際に開催する場合はそれも入れたところで御配慮していただければいいかなと思います。既にもう東京では、高齢者とか基礎疾患がある人はできるだけしない方がいいとなっておりますんで、恐らく北川先生も高齢者じゃないかなと思うんですよね。したがってこれもひょっとすると実現可能性が薄くなるんじゃないかなと思います。そういった面ではリモートワークの可能性が大かなと私も想像します。まあこれはまた町村議会でよく議論されてですね、とりあえず日程はこうなってるんですけども、これがリモートワークに切り替えになる可能性もありますんで。その辺りは恐らく北川先生の方から言ってくる可能性もあるかもしれませんが、その辺りは十分に配慮しながらやっていかればいいんじゃないかなと思います。既に成人式は小値賀町はもう中止にしたと新聞でも載ってましたけど、そういうことでだんだん影響が大になってきてますんで、そういう意味では、この研修の方も是非先程言った配慮すべきところは配慮した方がいいかなと思いますんで、よろしくお願いします。

**○委員長（岩永政則委員）**

山口議長。

**○議長（山口憲一郎議員）**

今、内村議員から言われたとおりで、今のところ予定をしておりますので、今どうのこうのと私から言いませんけども、そういったこともお互いに議員一人一人が注意をさせていただいて、そういうふうなこういう会議のときは判断をしていただくということで、私たちが気に掛けながら行きたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○委員長（岩永政則委員）**

ほかにないですかね。ないようでしたら、以上で本日の議会運営委員会の全部の日程を終わりたいと思ひます。お疲れさまでした。

（閉会 12時01分）